

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月17日

【中間会計期間】 第63期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 日本精機株式会社

【英訳名】 NIPPON SEIKI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永 井 正 二

【本店の所在の場所】 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号

【電話番号】 (0258)24-3311(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部経理部 佐 藤 一 彦
シニア・マネジャー

【最寄りの連絡場所】 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号

【電話番号】 (0258)24-3311(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部経理部 佐 藤 一 彦
シニア・マネジャー

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第61期中	第62期中	第63期中	第61期	第62期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	81,489	91,704	98,713	175,229	193,178
経常利益 (百万円)	8,515	9,476	10,145	17,925	20,770
中間(当期)純利益 (百万円)	4,651	5,559	5,797	9,318	11,840
純資産額 (百万円)	61,243	77,713	89,575	68,128	85,514
総資産額 (百万円)	125,989	144,921	152,297	137,798	150,592
1株当たり純資産額 (円)	1,022.48	1,208.40	1,397.26	1,117.37	1,322.80
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	79.99	91.59	95.67	152.15	195.09
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	75.46	90.35	94.53	146.33	192.49
自己資本比率 (%)	48.61	50.61	55.14	49.44	53.30
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,678	7,406	12,279	13,770	23,565
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,998	△4,880	△6,255	△8,537	△11,878
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,969	△2,212	△3,421	△5,603	△7,148
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	4,992	6,499	13,802	6,132	10,948
従業員数 (名)	8,635	9,281	9,868	8,955	9,744

注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第61期中	第62期中	第63期中	第61期	第62期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	52,692	57,241	57,041	113,640	116,682
経常利益 (百万円)	5,479	5,978	6,187	11,555	12,362
中間(当期)純利益 (百万円)	3,556	3,821	3,941	6,392	7,405
資本金 (百万円)	14,035	14,406	14,434	14,401	14,406
発行済株式総数 (千株)	59,905	60,716	60,776	60,704	60,716
純資産額 (百万円)	53,624	61,229	65,074	57,906	64,453
総資産額 (百万円)	99,368	111,722	108,426	107,397	110,545
1株当たり配当額 (円)	7.00	9.00	10.00	19.00	21.00
自己資本比率 (%)	53.97	54.80	60.02	53.92	58.31
従業員数 (名)	1,689	1,707	1,765	1,680	1,711

注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

3 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4 第61期の1株当たり配当額19円には、特別配当9円及び創立60周年記念配当2円を含んでおります。
第62期の1株当たり配当額21円には、特別配当13円を含んでおります。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間における、主要な関係会社の異動は次のとおりであります。

(1) 連結子会社(株)エヌエスポデイサービスは、平成19年6月1日付で、連結子会社(株)ホンダ四輪販売長岡に事業譲渡し、解散いたしました。

(2) 当中間連結会計期間において下記の会社を設立し、関係会社としました。

(名称) (株)カーステーション新潟 (住所) 新潟県長岡市
(資本金) 80百万円 (主な事業の内容) その他事業(中古自動車販売)
(議決権に対する所有割合) 100.0%(100.0%)
(関係内容) 土地建物の賃借
 役員の兼任1名
 転籍3名
 出向1名

(注) 議決権に対する所有割合の(内書)は間接所有であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成19年9月30日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
自動車及び汎用計器事業	6,223
民生機器事業	1,353
ディスプレイ事業	214
その他事業	1,548
全社(共通)	530
合計	9,868

注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

(平成19年9月30日現在)

従業員数(名)	1,765
---------	-------

注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

(3) 労働組合の状況

労使関係については、特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間の当社グループを取り巻く経済環境は、国内においては、企業収益の改善を背景とした設備投資の増加や雇用情勢の改善がみられるなど、引き続き緩やかな拡大基調を辿りました。海外においては、米国経済に不透明感がみられるものの、欧州経済は底堅く推移し、アジアでは中国を中心に景気拡大が続きました。

このような状況下、当社グループでは、連結企業体としてグローバルでの競争に勝ち残り、継続的に成長できる収益体質を実現すべく、品質第一に徹し、競争に負けない「もの造り総合力」（コスト・技術・物流・サービス）を強化してまいりました。技術開発面では、昨年8月より稼働を開始した「NSテクニカルセンター」（新潟県長岡市）を核に、グローバルでの効率的な設計開発体制の構築を進めました。生産面では、計器事業において、ブラジル新会社「エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社」及びベトナム新会社「ベトナム・ニッポンセイキ社」の工場立ち上げを推進し、また、民生機器事業においては、8月にタイに新会社「ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ(タイ)社」を設立いたしました。

当中間連結会計期間の売上高は98,713百万円(前年同期比7.6%増)、営業利益は10,280百万円(前年同期比16.5%増)、経常利益は10,145百万円(前年同期比7.1%増)、中間純利益は5,797百万円(前年同期比4.3%増)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次の通りであります。

自動車及び汎用計器事業は、四輪車用計器が日本、北米、欧州、アジアの各地域で増加、二輪車用計器はブラジルで増加、汎用計器も伸び、売上高は67,118百万円(前年同期比14.0%増)となりました。営業利益は、売上の増加に加えて、グローバルでの生産性向上活動及び集中購買、相互補完による資材費低減により8,776百万円(前年同期比15.2%増)となりました。

民生機器事業は、OA・情報機器操作パネル、アミューズメント向け基板ユニット等の増加により、売上高は14,952百万円(前年同期比21.5%増)となり、最適地生産によるコスト削減等により営業利益は1,213百万円(前年同期比144.9%増)となりました。

ディスプレイ事業は、携帯電話向けで有機ELディスプレイの受注が拡大したものの、液晶ディスプレイの受注が減少したことにより、売上高は5,038百万円(前年同期比48.4%減)となり、営業損失271百万円に終わりました。

その他事業は、樹脂材料販売、コンピューター関連事業等の増加により、売上高は11,603百万円(前年同期比8.0%増)、営業利益は749百万円(前年同期比63.9%増)となりました。

所在地別セグメントの業績は次の通りであります。

日本は、自動車及び汎用計器事業が増加したものの、ディスプレイ事業及び民生機器事業が減少したことにより、売上高は49,608百万円(前年同期比8.6%減)となりました。営業利益は、計器の売上が増加したことにより、6,146百万円(前年同期比7.3%増)となりました。

米州は、北米の四輪車用計器、ブラジルの二輪車用計器の増加により、売上高は18,078百万円(前年同期比21.2%増)となり、営業利益は1,238百万円(前年同期比20.4%増)となりました。

欧州は、四輪車用計器の増加により、売上高は7,586百万円(前年同期比26.9%増)となり、営業利益は409百万円(前年同期比344.9%増)となりました。

アジアは、中国における民生機器、四輪車用計器・二輪車用計器の増加により、売上高は23,440百万円(前年同期比41.7%増)となり、営業利益は2,674百万円(前年同期比43.3%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、現金及び現金同等物が前中間連結会計期間に比べ7,302百万円増加し13,802百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、12,279百万円の収入超過となりました。買掛債務が前年同期と比較して3,699百万円減少しましたが、売掛債権が前年同期と比較して5,314百万円減少し、法人税等の支払額が前年同期と比較して1,428百万円減少したこと等により、営業活動によるキャッシュ・フローは前年同期と比較して4,873百万円(65.8%)の増加となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、6,255百万円の支出超過となりました。投資有価証券の取得による支出が前年同期と比較して849百万円増加したこと及び有形固定資産取得による支出が前年同期と比較して441百万円増加したこと等により、投資活動によるキャッシュ・フローは前年同期と比較して1,375百万円(28.2%)の支出増となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、3,421百万円の支出超過となりました。自己株式取得による支出が前年同期と比較して1,923百万円増加したこと等により、財務活動によるキャッシュ・フローは前年同期と比較して1,209百万円(54.7%)の支出増となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
自動車及び汎用計器事業	60,747	12.2
民生機器事業	13,003	15.2
ディスプレイ事業	5,038	△48.4
その他事業	3,581	△26.9
合計	82,370	2.9

- 注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 金額は、販売価格によっております。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
ディスプレイ事業	5,428	△46.7	558	△28.4
合計	5,428	△46.7	558	△28.4

- 注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 ディスプレイ事業以外の製品は、原則として見込み生産を行っております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
自動車及び汎用計器事業	67,118	14.0
民生機器事業	14,952	21.5
ディスプレイ事業	5,038	△48.4
その他事業	11,603	8.0
合計	98,713	7.6

- 注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
オプトレックス㈱	9,972	10.9	—	—

- 注) 当中間連結会計期間のオプトレックス㈱については、当該割合が100分の10未満のため記載を省略いたしました。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、平成19年5月17日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条第1号）並びにこの基本方針を実現するための特別の取組み（同条第2号イ）について決定いたしました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社を支配する者の在り方は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき決定されるべきもので、国内外に様々な株主を有する当社としては、これら株主に十分に情報が提供された上で、その適切な判断がなされる環境を整えることが、大切と判断いたしております。

以上の観点から、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、その実現に資する取組みとして、策定を進めている経営ビジョン「NEMS 433」（NEMS：日本精機（NS）型のEMS（Electronics Manufacturing Service））に加えて、当社を支配する者の在り方について、当社の国内外の株主が十分な情報を得た上で適切な判断をしていくための手続を定めました。

具体的には、当社株式の大量買付行為がなされた場合には、まずは、当社経営陣から独立した社外監査役等から構成される独立委員会が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かという観点から、情報収集、検討等を行い、その結果をもとにした独立委員会の意見を株主に情報開示することといたしました。

この手続は、大量買付行為がなされた際の当社における手続の透明性・客観性を高めることを目的としており、新株予約権や新株の割当てを用いた具体的買収防衛策を定めるものではありません。当社取締役会は、大量買付行為がなされた場合に、この手続違反のみを理由として直ちに新株予約権や新株の割当てといった対抗措置を実施する予定はございませんが、善管注意義務を負う受託者として、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう適切に対応していく所存です。

【1】当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「顧客の立場に立って、価値の高い製品を提供することにより、社会の繁栄に貢献する」という経営理念の下、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

社会が今まで以上に速く激しく変化していく中、当社では、その変化に素早く適応し、また、変化を先取りすることで、当社の経営理念が実現されると考えています。そのために、当社は技術開発力の強化に取り組んでおります。製品仕様を高度化し、グローバルで製造・販売していくためには、コスト・技術・物流・サービス等の「もの造り総合力」を絶えず変化・進化させていくことが、当社グループの持続的な成長のためには不可欠であります。

また、当社グループが中長期的に飛躍を遂げていくためには、グローバルでの事業の強化・拡大は欠かすことができません。そのために、当社では、製造・販売拠点の拡充はもとより、多様な社会・文化を理解し、グローバル社会のなかで受け容れられ、また、貢献していくことが、当社グループにとっての企業価値の向上に資するものと考えております。

そして、根底には、企業は社会的存在であるとの認識のもと、株主や顧客、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーと当社との良好な関係が、当社グループの成長を支えるものであると考えております。

このように当社では、「ステークホルダーとの良好な関係」を源泉とし、グローバル社会での責任ある存在としての自覚を持ち、「もの造り総合力」を高度化していくことにより、企業価値の増大を図ってまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配することとなる株式等の大量買付を行う者の目的において、当社の企業価値が中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

さらに、株式等の大量買付行為の中には、下記のごとく当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもあり、当社は、これらの大量買付行為も不適切であると考えます。

- ① 株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの
- ② 対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの
- ③ 対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる株式等の大量買付行為であるか否かについて、株主がその提案やそれに対する当社の経営方針等について十分な情報を得た上で、適切な判断を下すことが大切と考えます。よって当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付や株主による適切な判断が困難な方法で大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。よって以上のことから当社取締役会は、こうした考え方を、会社法施行規則127条第1号の基本方針と位置づけ決定いたしました。

【2】基本方針の実現に向けた当社の取組み

当社は、上記の基本方針の実現に資する特別な取組み（会社法施行規則127条第2号イ）として、当社の経営ビジョン「NEMS 433」を実行していくことにより、当社の企業価値の更なる向上を実現するとともに、当社株式等について大量買付行為がなされた際にそれに対する評価が透明性・客観性をもって行われ、国内外の株主や投資者に適切に開示がなされるようにすることが重要であると考えております。

1. 経営ビジョン「NEMS 433」の実行による企業価値向上の取組み

当社は、従来の経営ビジョン「NEMS 2100」に替わる新たな経営ビジョン「NEMS 433」を、2007年度からスタート致しました。

「NEMS」をさらに進化させていくことで、当社グループの成長を図ります。具体的には、実装・接続技術を核に、金型、成型、表示などの当社保有の多様な技術を組み合わせ合わせた相乗効果により、付加価値の高い技術・製品を創り出すことで、事業の拡大に取り組んでまいります。

なお、「433」の意味は、「4」が「4つの大切」、「33」が「売上高3,000億円、利益300億円を目指す」というものです。

「4つの大切」には、①「志」（目標達成のためには、強い意志が大切）、②「社会」（社会の責任ある存在として、株主との良好な関係の構築や法令遵守、環境保全に努めることが大切）、③「お客様」（事業発展のためには、常にお客様の満足を高めていくことが大切）、④「人」（企業は人なりという考えのもと、当社グループで働くすべての人が能力を存分に発揮できる仕組み・環境をつくることが大切）という考え方が込められています。

当社では、この「4つの大切」を経営の根幹に据え、「NEMS」により技術の高度化と製品の付加価値を高め、グローバルにおいて事業展開することで、当社グループの企業価値・株主共同の利益の更なる向上を図ってまいります。

2. 大量買付行為についての評価の客観性・透明性を高める取組み

(1) 手続の概要

当社は、当社株式等に対する大量買付行為に際して、これに先立ち、独立性の高い当社社外監査役と社外の有識者(会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者)等からなる独立委員会が、情報収集、その検討及び株主に対する意見表明を行うことが適切であると判断し、そのための手続(大量買付行為に関するルール。以下、TKKルールといいます。)の設定を決定いたしました。

(2) 手続の内容

(i) TKKルールの適用対象

TKKルールは、以下①又は②に該当する当社株券等の買付やこれに類似する行為やその提案(以下、併せて「買付等」といいます。)がなされる場合に適用されます。①又は②に該当する買付等を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)には、予めTKKルールに従っていただくこととします。

① 当社が発行する株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付

② 当社が発行する株券等⁴について、公開買付⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(ii) 「独立委員会」の設置

当社は、TKKルールに従った手続を進めるにあたり買付者が前記の基本方針に照らして不適切な者でないか否かを客観的に判断するための組織として、当社経営陣から独立した社外監査役等で構成される独立委員会を設置します。独立委員会は、買付者等に対する事前の情報提供の要求、買付等の内容の検討・判断、それに基づく意見を株主へ情報公開することを予定しており、これにより当社株式等の大量買付行為に関する手続の客観性・透明性を高めることを目的としています。独立委員会規則の概要については、別紙(1)をご参照下さい。独立委員会は、上記(i)に定める買付等が判明した後、速やかに招集されるものとします。

1 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

2 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

3 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。

4 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。

5 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。

6 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

7 証券取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。

(iii) T K Kルールの内容

ア. 必要情報の提供

独立委員会は、当社取締役会の同意を得ることなく上記(i)に定める買付等を行う買付者等に対し、買付等の行為に先立ち、当社に対して、別紙(2)に定める、当該買付等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提出していただくよう要請します。

イ. 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

独立委員会は、買付者等から本必要情報が全て提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他適宜必要と認める情報を提示するよう求めることができます。また、独立委員会は、適宜必要と判断した場合には、当社の顧客、取引先、従業員、労働組合等の利害関係者にも意見を求めます。

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会から上記のとおり情報を受領してから最長60日間が経過するまでの間(但し、独立委員会は、下記ウの記載に従い、これらの期間を延長することができるものとします。以下「検討期間」といいます。)、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

独立委員会の判断が、企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等。)の助言を得ることができるものとします。その費用は当社が負担します。

なお、独立委員会は、買付者等から本必要情報が提出された事実、及び、本必要情報その他の情報のうち適切と判断する事項について、適切と判断する時点で、株主に対する情報開示を東京証券取引所適時開示情報および当社ホームページを通じて行います。

ウ. 独立委員会による意見等の情報開示

独立委員会は、上記イの検討期間を経た上、買付者等による買付等が、別紙(3)記載の不適切な買付等に係る要件のいずれかに該当するか否かについて判断するものとし、その結果、及びその理由その他当該買付等に関する株主の判断に資すると判断する情報を、株主に対し前述の方法で情報開示するものとします。

他方、独立委員会は、当初の検討期間終了時まで、上記の判断を行うに至らない場合には、その旨を情報開示した上で、買付等の内容の検討等に必要とされる範囲内で、検討期間を延長することもできることとします。

(iv) T K Kルールの改廃等

T K Kルールの発効日は、平成19年7月1日とします。また、有効期間は2年間とします。

但し、有効期間中であっても、T K Kルールについて随時、再検討を行い、改廃することが可能であることとします。

以上

独立委員会規則の概要

- (1) 当社取締役会の決議により独立委員会は設置される。
- (2) 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外監査役、(ii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
有識者は会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者等又はこれらに準ずる者とする。
- (3) 独立委員会委員の任期は、2年間とする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- (4) 独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 1. TKKルールの適用対象となる買付等の決定
 2. 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報の決定及び情報提供要請
 3. 買付等の内容の精査・検討
 4. 当社取締役会から買付等に対する代替案が示された場合には、かかる代替案の検討
 5. 検討期間の延長
 6. 買付等に対する意見等の情報開示
 7. 別途独立委員会が行うことができるものと当社取締役会が定めた事項
 8. その他
 - ・買付者等から提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対して追加的に情報提出を求める。
 - ・買付者等より、前述の追加情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他、独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう求めることができる。
 - ・当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等。)の助言を得ること等ができる。
- (5) 独立委員会の各委員は、前(4)に記載される事項を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- (6) 代表取締役は、買付等がなされた場合、その他いつでも、独立委員会を招集することができる。
- (7) 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行うことができる。

以上

本必要情報

本必要情報の具体的内容は買付者の属性及び買付行為の内容により異なりますが、一般的項目の一部は以下のとおりです。

- (1) 買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容等を含みます。)
- (2) 買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含みます。)
- (3) 買付等における価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)
- (4) 買付資金の裏付け(買付資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (5) 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (6) 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- (7) 当社の少数株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (8) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

以上

不適切な買付等の要件

- (1) T K Kルールを遵守しない買付等である場合
- (2) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されるおそれのある買付等である場合
 - ・会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社の株券等を買集め、その買集めた株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ・当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的として、当社の経営を一時的に支配して当社の重要な資産等を廉価に取得し、これを買付者やそのグループ会社等に移譲する等の経営を行うような行為
 - ・当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ・当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (3) 最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株券等の買付を行う等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (4) 当社取締役会が当該買付等に対する代替案を提示するために必要な、合理的期間を与えることなく行われる買付等である場合
- (5) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために、合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付である場合
- (6) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーに対する対応方針等を含みます。)が当社の企業価値に鑑みて不十分又は不適当な買付等である場合
- (7) 当社の顧客、取引先、従業員、地域社会等当社の企業価値を生み出す上で不可欠なステークホルダーとの関係を破壊し、ひいては株主共同の利益に反することとなる重大なおそれがある買付等である場合

以上

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

当社の企業集団における研究開発活動は、R&Dセンターを中核として、各事業分野を担当する量産製品の開発、設計組織および生産技術部門の緊密な連携によって、車載関係およびその他の多角化領域の製品開発、技術開発を進めております。当社以外では当企業集団に影響を及ぼす研究開発活動は行っておりません。

なお、当中間連結会計期間における研究開発費の総額は、1,661百万円であります。

事業の種類別セグメントの主な研究開発活動は、次のとおりであります。

自動車および汎用計器事業

- ・ヘッドアップディスプレイ等のHMI(ヒューマン マシン インターフェイス)機器開発および運転支援型情報の表示システム技術開発
- ・車載用光学系技術開発

研究開発費の金額は、1,480百万円であります。

民生機器事業

- ・高密度実装技術開発
- ・UI(ユーザ インターフェイス)機器開発

研究開発費の金額は、117百万円であります。

その他事業

- ・次世代表示デバイスとしての有機EL研究開発等

研究開発費の金額は、64百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の完了

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月	完成後の増加能力
提出会社	本社工場 (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業	実験設備	59	平成19年6月	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	220,000,000
計	220,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月17日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	60,776,020	60,776,948	東京証券取引所 (市場第二部)	—
計	60,776,020	60,776,948	—	—

注) 提出日現在の発行数には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権付社債

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成15年10月15日発行)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	624	614
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	681,967	671,038
新株予約権の行使時の払込金額(円)	915	同左
新株予約権の行使期間	平成15年11月4日～ 平成22年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 915円 資本組入額 458円	同左
新株予約権の行使の条件	注1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	注2	同左
代用払込みに関する事項	注3	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—
新株予約権付社債の残高(百万円)	624	614

- 注) 1 本新株予約権の一部を行使することはできない。また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には当該期限の利益喪失事由発生の日以後、本新株予約権を行使することができないものとする。
- 2 本社債については、いかなる場合においても、社債部分と新株予約権とを分離して譲渡することができない。
- 3 本新株予約権を行使したときは、その本新株予約権が付与された本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとみなす。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日 注)	59,711	60,776,020	27	14,434	27	6,154

注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	平成19年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
本田技研工業(株)	東京都港区南青山2丁目1番1号	3,753	6.18
日本マスタートラスト信託銀行 (株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,627	5.97
永井康夫	埼玉県上尾市	3,381	5.56
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,994	4.93
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	2,541	4.18
(株)北越銀行	新潟県長岡市大手通2丁目2番地14	2,022	3.33
(株)第四銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通7番町 1071番地1	1,568	2.58
日本精機(株)従業員持株会	新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号	1,558	2.56
ヤマハ発動機(株)	静岡県磐田市新貝2500番地	1,217	2.00
三井住友海上火災保険(株)	東京都中央区新川2丁目27番2号	1,082	1.78
計	—	23,745	39.07

注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行(株) 3,627千株
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 2,994千株

2 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)は、上記のほかに、信託業務に係る株式292千株を所有しております。

3 フィデリティ投信株式会社から、平成19年3月7日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成19年2月28日現在で3,955,000株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、フィデリティ投信株式会社的大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 フィデリティ投信株式会社
住所 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号
保有株券等の数 株式 3,955,000株
株券等保有割合 6.51%

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 678,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 59,304,000	59,304	—
単元未満株式	普通株式 794,020	—	—
発行済株式総数	60,776,020	—	—
総株主の議決権	—	59,304	—

注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式884株及び、証券保管振替機構名義の株式650株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本精機株式会社	新潟県長岡市東蔵王 2丁目2番34号	678,000	—	678,000	1.12
計	—	678,000	—	678,000	1.12

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,795	2,610	2,805	3,300	3,310	3,000
最低(円)	2,370	2,165	2,410	2,750	2,575	2,740

注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、従来、千円単位で記載しておりましたが、当中間連結会計期間及び当中間会計期間より百万円単位で記載することに変更いたしました。

なお、比較を容易するため、前中間連結会計期間、前連結会計年度、前中間会計期間及び前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について新日本監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		6,552		13,833		11,013	
2 受取手形		1,380		1,010		1,343	
3 売掛金		39,306		35,121		38,978	
4 有価証券		—		2,000		1,700	
5 棚卸資産		23,148		23,742		22,176	
6 その他		7,545		6,015		6,187	
貸倒引当金		△211		△67		△174	
流動資産合計		77,720	53.6	81,656	53.6	81,225	54.0
II 固定資産							
(1) 有形固定資産	※1						
1 建物及び構築物	※2	11,743		13,247		12,419	
2 機械装置及び 運搬具	※2 3	11,144		12,937		11,973	
3 工具・器具及び 備品	※2 3	4,414		4,516		4,424	
4 土地	※2	14,775		14,345		14,490	
5 建設仮勘定		2,382		2,006		3,085	
有形固定資産合計		44,461	30.7	47,052	30.9	46,393	30.8
(2) 無形固定資産							
1 のれん		153		121		137	
2 その他		1,091		1,242		1,304	
無形固定資産合計		1,245	0.9	1,364	0.9	1,442	1.0
(3) 投資その他の資産							
1 投資有価証券	※2	19,496		20,065		20,181	
2 その他		1,879		2,198		1,175	
貸倒引当金		△152		△247		△40	
投資その他の資産 合計		21,223	14.6	22,016	14.5	21,316	14.1
固定資産合計		66,930	46.2	70,433	46.3	69,152	45.9
III 繰延資産		270	0.2	208	0.1	214	0.1
資産合計		144,921	100.0	152,297	100.0	150,592	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1		2,305		2,256		2,472	
2		35,045		36,158		38,661	
3	※2	6,694		3,256		3,086	
4		2,313		2,395		1,848	
5		136		144		—	
6		184		96		101	
7		11,235		10,298		9,858	
		57,914	40.0	54,607	35.9	56,028	37.2
II 固定負債							
1		747		624		731	
2	※2	2,486		1,161		1,735	
3		1,963		2,004		2,004	
4		447		453		483	
5		474		462		447	
6		3,174		3,407		3,647	
		9,293	6.4	8,114	5.3	9,049	6.0
		67,207	46.4	62,721	41.2	65,077	43.2
(純資産の部)							
I 株主資本							
1		14,406	9.9	14,434	9.5	14,406	9.6
2		6,807	4.7	6,698	4.4	6,777	4.5
3		45,994	31.7	56,759	37.3	51,705	34.3
4		△41	△0.0	△1,937	△1.3	△105	△0.1
		67,166	46.3	75,954	49.9	72,784	48.3
II 評価・換算差額等							
1		6,353	4.4	5,924	3.9	6,633	4.4
2		△170	△0.1	2,092	1.3	845	0.6
		6,182	4.3	8,016	5.2	7,479	5.0
III 少数株主持分							
		4,364	3.0	5,604	3.7	5,250	3.5
		77,713	53.6	89,575	58.8	85,514	56.8
		144,921	100.0	152,297	100.0	150,592	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			91,704	100.0		98,713	100.0		193,178	100.0
II 売上原価			74,055	80.8		78,622	79.7		155,075	80.3
売上総利益			17,649	19.2		20,090	20.3		38,103	19.7
III 販売費及び一般管理費										
1 荷造運搬費		1,702			1,978			3,631		
2 従業員給料		2,700			3,047			6,276		
3 賞与引当金繰入額		505			557			443		
4 役員賞与引当金繰入額		136			144			—		
5 退職給付引当金繰入額		19			26			41		
6 役員退職慰労引当金繰入額		33			33			66		
7 その他		3,730	8,826	9.6	4,022	9,809	9.9	7,940	18,399	9.5
営業利益			8,822	9.6		10,280	10.4		19,703	10.2
IV 営業外収益										
1 受取利息		96			158			231		
2 受取配当金		121			156			299		
3 負ののれんの償却額		—			63			9		
4 持分法による投資利益		—			17			—		
5 為替差益		243			—			85		
6 その他		328	791	0.8	395	791	0.8	706	1,333	0.7
V 営業外費用										
1 支払利息		90			71			181		
2 持分法による投資損失		37			—			62		
3 貸倒引当金繰入額		—			111			—		
4 為替差損		—			719			—		
5 その他		9	137	0.1	23	926	0.9	21	265	0.1
経常利益			9,476	10.3		10,145	10.3		20,770	10.8
VI 特別利益										
1 固定資産売却益	※1	33			25			56		
2 貸倒引当金戻入		0			2			72		
3 その他		7	41	0.1	10	38	0.0	5	133	0.0
VII 特別損失										
1 固定資産売却損	※2	1			3			394		
2 固定資産除却損	※3	37			21			323		
3 減損損失	※4	—			268			—		
4 投資有価証券売却損		0			0			—		
5 投資有価証券評価損		101			35			315		
6 貸倒引当金繰入額		—			124			—		
7 その他		5	146	0.2	12	466	0.5	425	1,458	0.8
税金等調整前中間(当期)純利益			9,371	10.2		9,717	9.8		19,445	10.0
法人税、住民税及び事業税		3,555			3,583			5,198		
法人税等調整額		△366	3,189	3.5	△144	3,438	3.4	1,219	6,418	3.3
少数株主利益			623	0.6		481	0.5		1,186	0.6
中間(当期)純利益			5,559	6.1		5,797	5.9		11,840	6.1

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	14,401	6,824	41,495	△10	62,710
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	5	5			10
新株予約権の行使		△22		36	13
剰余金の配当			△728		△728
役員賞与金			△303		△303
中間純利益			5,559		5,559
連結子会社持分変更			△28		△28
自己株式の取得				△68	△68
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	5	△17	4,498	△30	4,456
平成18年9月30日残高(百万円)	14,406	6,807	45,994	△41	67,166

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	5,910	△493	5,417	4,213	72,342
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行					10
新株予約権の行使					13
剰余金の配当					△728
役員賞与金					△303
中間純利益					5,559
連結子会社持分変更					△28
自己株式の取得					△68
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	442	323	765	150	915
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	442	323	765	150	5,371
平成18年9月30日残高(百万円)	6,353	△170	6,182	4,364	77,713

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	14,406	6,777	51,705	△105	72,784
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	27	27			54
新株予約権の行使		△106		158	52
剰余金の配当			△728		△728
中間純利益			5,797		5,797
連結子会社除外			1		1
連結子会社持分変更			△17		△17
自己株式の取得				△1,994	△1,994
自己株式の処分		△0		4	4
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	27	△78	5,053	△1,831	3,170
平成19年9月30日残高(百万円)	14,434	6,698	56,759	△1,937	75,954

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	6,633	845	7,479	5,250	85,514
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行					54
新株予約権の行使					52
剰余金の配当					△728
中間純利益					5,797
連結子会社除外					1
連結子会社持分変更					△17
自己株式の取得					△1,994
自己株式の処分					4
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△709	1,246	536	353	890
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△709	1,246	536	353	4,060
平成19年9月30日残高(百万円)	5,924	2,092	8,016	5,604	89,575

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	14,401	6,824	41,495	△10	62,710
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	5	5			10
新株予約権の行使		△52		82	29
剰余金の配当 注) 1			△1,274		△1,274
役員賞与金 注) 2			△303		△303
当期純利益			11,840		11,840
連結子会社持分変更			△28		△28
従業員奨励福利基金			△23		△23
自己株式の取得				△178	△178
自己株式の処分		0		1	1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	5	△46	10,210	△94	10,074
平成19年3月31日残高(百万円)	14,406	6,777	51,705	△105	72,784

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	5,910	△493	5,417	4,213	72,342
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					10
新株予約権の行使					29
剰余金の配当 注) 1					△1,274
役員賞与金 注) 2					△303
当期純利益					11,840
連結子会社持分変更					△28
従業員奨励福利基金					△23
自己株式の取得					△178
自己株式の処分					1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	722	1,339	2,061	1,037	3,098
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	722	1,339	2,061	1,037	13,172
平成19年3月31日残高(百万円)	6,633	845	7,479	5,250	85,514

注) 1 平成18年6月の定時株主総会における利益処分による728百万円を含んでおります。

2 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間(当期) 純利益		9,371	9,717	19,445
2 減価償却費		2,926	3,980	6,412
3 減損損失		—	268	—
4 のれん償却額		25	△47	14
5 賞与引当金の増加額		616	545	150
6 役員賞与引当金の増加額		136	144	—
7 退職給付引当金の 増加(減少)額		47	△1	79
8 役員退職慰労引当金の 増加(減少)額		△73	△29	3
9 貸倒引当金の増加(減少)額		△49	97	△202
10 製品補償損失引当金の 減少額		△10	△18	△93
11 取引先支援損失引当金の 減少額		△867	—	△867
12 受取利息及び受取配当金		△218	△315	△531
13 支払利息		90	71	181
14 為替差損(益)		154	46	△0
15 持分法による投資損失 (利益)		37	△17	62
16 投資有価証券売却損(益)		0	0	△3
17 有形固定資産売却益		△33	△25	△56
18 有形固定資産処分損		39	24	680
19 投資有価証券等評価損		107	35	321
20 関係会社整理損		—	—	38
21 売上債権の減少(増加)額		△280	5,034	1,225
22 棚卸資産の減少(増加)額		△827	△1,091	669
23 その他資産の減少(増加)額		△88	△639	827
24 仕入債務の増加(減少)額		80	△3,619	2,625
25 その他負債の増加(減少)額		289	365	△526
26 役員賞与の支払額		△320	—	△320
小計		11,152	14,529	30,138
27 利息及び配当金の受取額		258	337	488
28 利息の支払額		△82	△93	△175
29 法人税等の支払額		△3,921	△2,493	△6,886
営業活動による キャッシュ・フロー		7,406	12,279	23,565

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
1 定期預金の預入による支出		△42	△37	△83
2 定期預金の払戻による収入		53	72	81
3 有価証券取得による支出		△299	△3,600	△1,700
4 有価証券売却による収入		—	3,300	—
5 有形固定資産の取得 による支出		△4,379	△4,820	△9,716
6 有形固定資産の売却 による収入		159	308	652
7 無形固定資産・投資その他 の資産の取得による支出		△120	△168	△438
8 営業譲受による収入		120	—	120
9 貸付による支出		△106	△221	△993
10 貸付金の回収による収入		158	18	98
11 投資有価証券の取得 による支出		△432	△1,282	△783
12 投資有価証券の売却 による収入		9	3	17
13 その他		—	171	867
投資活動による キャッシュ・フロー		△4,880	△6,255	△11,878
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
1 短期借入金の増加(減少)額		△539	418	△3,833
2 長期借入による収入		387	—	392
3 長期借入金の返済 による支出		△1,064	△822	△1,969
4 自己株式の取得・売却 による純支出		△67	△1,990	△177
5 配当金の支払額		△727	△728	△1,274
6 少数株主への配当金の 支払額		△146	△233	△232
7 その他		△54	△65	△54
財務活動による キャッシュ・フロー		△2,212	△3,421	△7,148
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		52	250	277
V 現金及び現金同等物の増加額		366	2,853	4,815
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		6,132	10,948	6,132
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		6,499	13,802	10,948

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 子会社のうち22社を連結の範囲に含めております。当該連結子会社は次のとおりであります。</p> <p>エヌエスアドバンテック(株)、エヌエスエレクトロニクス(株)、(株)ワイエヌエス、(株)NS・コンピュータサービス、日精サービス(株)、(株)ホンダ四輪販売長岡、(株)NSモータース、(株)エヌエスボディサービス、(株)プレテック・エヌ、ユーケーエヌ・エス・アイ社、ニッポンセイキヨーロッパ社、ニューサバイナインダストリーズ社、エヌ・エス・インターナショナル社、ニッポンセイキ・ド・ブラジル社、タイ-ニッポンセイキ社、タイ マット エヌエス社、インドネシアニッポンセイキ社、香港日本精機有限公司、東莞日精電子有限公司、上海日精儀器有限公司、香港易初日精有限公司、(株)新長岡マツダ販売</p> <p>なお(株)新長岡マツダ販売は当中間連結会計期間に新たに設立したため、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めることとしました。また(株)大和ホンダは、(株)ホンダ四輪販売長岡(存続会社)と合併しております。</p> <p>(2) 非連結子会社は日精給食(株)、エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社、慈溪市政通電子有限公司及び日精工程塑料(南通)有限公司の4社であります。</p>	<p>(1) 子会社のうち22社を連結の範囲に含めております。当該連結子会社は次のとおりであります。</p> <p>エヌエスアドバンテック(株)、エヌエスエレクトロニクス(株)、(株)ワイエヌエス、(株)NS・コンピュータサービス、日精サービス(株)、(株)ホンダ四輪販売長岡、(株)NSモータース、(株)新長岡マツダ販売、(株)プレテック・エヌ、ユーケーエヌ・エス・アイ社、ニッポンセイキヨーロッパ社、ニューサバイナインダストリーズ社、エヌ・エス・インターナショナル社、ニッポンセイキ・ド・ブラジル社、タイ-ニッポンセイキ社、タイ マット エヌエス社、インドネシアニッポンセイキ社、香港日本精機有限公司、東莞日精電子有限公司、上海日精儀器有限公司、香港易初日精有限公司、(株)カーステーション新潟</p> <p>なお、(株)カーステーション新潟は当中間連結会計期間に新たに設立したため、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めることとしました。また(株)エヌエスボディサービスは解散し、(株)ホンダ四輪販売長岡に事業譲渡しております。</p> <p>(2) 非連結子会社は日精給食(株)、エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社、ベトナム・ニッポンセイキ社、慈溪市政通電子有限公司、ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ(タイ)社及び日精工程塑料(南通)有限公司の6社であります。</p>	<p>(1) 子会社のうち22社を連結の範囲に含めております。当該連結子会社は次のとおりであります。</p> <p>エヌエスアドバンテック(株)、エヌエスエレクトロニクス(株)、(株)ワイエヌエス、(株)NS・コンピュータサービス、日精サービス(株)、(株)ホンダ四輪販売長岡、(株)NSモータース、(株)エヌエスボディサービス、(株)プレテック・エヌ、ユーケーエヌ・エス・アイ社、ニッポンセイキヨーロッパ社、ニューサバイナインダストリーズ社、エヌ・エス・インターナショナル社、ニッポンセイキ・ド・ブラジル社、タイ-ニッポンセイキ社、タイ マット エヌエス社、インドネシアニッポンセイキ社、香港日本精機有限公司、東莞日精電子有限公司、上海日精儀器有限公司、香港易初日精有限公司、(株)新長岡マツダ販売</p> <p>なお、(株)新長岡マツダ販売は当連結会計年度に新たに設立したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めることとしました。また(株)大和ホンダは、(株)ホンダ四輪販売長岡(存続会社)と合併しております。</p> <p>(2) 非連結子会社は日精給食(株)、エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社、ベトナム・ニッポンセイキ社、慈溪市政通電子有限公司及び日精工程塑料(南通)有限公司の5社であります。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(3) 非連結子会社日精給食(株)、エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社、慈溪市政通電子有限公司及び日精工程塑料(南通)有限公司は、小規模会社であり、総資産、売上高、中間純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲より除いております。	(3) 非連結子会社日精給食(株)、エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社、ベトナム・ニッポンセイキ社、慈溪市政通電子有限公司、ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ(タイ)社及び日精工程塑料(南通)有限公司は、小規模会社であり、総資産、売上高、中間純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲より除いております。	(3) 非連結子会社日精給食(株)、エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社、ベトナム・ニッポンセイキ社、慈溪市政通電子有限公司及び日精工程塑料(南通)有限公司は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲より除いております。
2 持分法の適用に関する事項	(1) 関連会社3社のうち、関連会社アデオン(株)及び尚志精機股份有限公司に対する投資については、持分法を適用しております。 (2) 持分法を適用していない非連結子会社4社及び関連会社1社は、連結純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響に重要性がないため、持分法の適用より除いております。	(1) 関連会社2社のうち、関連会社尚志精機股份有限公司に対する投資については、持分法を適用しております。 (2) 持分法を適用していない非連結子会社6社及び関連会社1社は、中間純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響に重要性がないため、持分法の適用より除いております。	(1) 関連会社2社のうち、関連会社尚志精機股份有限公司に対する投資については、持分法を適用しております。 従来、持分法を適用しておりました、アデオン(株)は解散し、関連会社に該当しなくなりましたので、当連結会計年度から、持分法の適用から除外しております。 (2) 持分法を適用していない非連結子会社5社及び関連会社1社は、当社純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響に重要性がないため、持分法の適用より除いております。
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	連結子会社のうち、ニッポンセイキ・ド・ブラジル社、タイ・ニッポンセイキ社、タイ マット エヌエス社、インドネシア ニッポンセイキ社、香港日本精機有限公司、東莞日精電子有限公司、上海日精儀器有限公司及び香港易初日精有限公司の中間決算日は6月30日であり、(株)ブレテック・エヌの中間決算日は8月31日であります。中間連結財務諸表作成にあたっては同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。	同左	連結子会社のうち、ニッポンセイキ・ド・ブラジル社、タイ・ニッポンセイキ社、タイ マット エヌエス社、インドネシア ニッポンセイキ社、香港日本精機有限公司、東莞日精電子有限公司、上海日精儀器有限公司及び香港易初日精有限公司の決算日は12月31日であり、(株)ブレテック・エヌの決算日は2月28日であります。連結財務諸表作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度末と連結決算日は一致しております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 棚卸資産 計器類の製品・仕掛品 ……総平均法による原価法 その他の製品・仕掛品 ……個別法による原価法 原材料 ……総平均法による原価法 貯蔵品 ……最終仕入原価法</p> <p>② 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>③ デリバティブ取引 時価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定率法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 棚卸資産 計器類の製品・仕掛品 同左 その他の製品・仕掛品 同左 原材料 同左 貯蔵品 同左</p> <p>② 有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>③ デリバティブ取引 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定率法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 棚卸資産 計器類の製品・仕掛品 同左 その他の製品・仕掛品 同左 原材料 同左 貯蔵品 同左</p> <p>② 有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>③ デリバティブ取引 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定率法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 無形固定資産 主として定額法によっております。 なお、耐用年数については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 但し、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p>	<p>(会計方針の変更) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、この変更による影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間連結会計期間から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。なお、この変更による影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>	<p>② 無形固定資産 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)を適用しております。これにより従来の方法に比べ営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ136百万円減少しております。なおセグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>④ 製品補償損失引当金 顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係わる費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について合理的に見積もられる金額を計上しております。</p> <p>⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による按分額を償却することとしております。 数理計算上の差異については発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による按分額を、翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>④ 製品補償損失引当金 同左</p> <p>⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による按分額を償却することとしております。 数理計算上の差異については発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による按分額を、翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>③ 製品補償損失引当金 同左</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込み額に基づき、当連結会計年度において発生していると見込まれる額を計上しております。 過去勤務債務については発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による按分額を償却することとしております。 数理計算上の差異については発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による按分額を、翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>⑥ 役員退職慰労引当金 提出会社及び連結子会社8社は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 中間連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の中間財務諸表の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p>	<p>⑥ 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) 中間連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の中間財務諸表の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p>	<p>⑤ 役員退職慰労引当金 提出会社及び連結子会社8社は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>② 繰延資産の処理方法 試験研究費 ユーケーエヌ・エス・アイ社他1社は、自国の会計基準に基づき、四輪車用計器類に係わる新製品・新技術の開発に特別に要した費用は、繰延資産として計上し、関連する製品の生産期間にわたって償却しております。</p>	<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理について 同左</p> <p>② 繰延資産の処理方法 試験研究費 同左</p>	<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理について 同左</p> <p>② 繰延資産の処理方法 試験研究費 同左</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書上の現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書上の現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は73,349百万円であります。なお当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 なお、これまでの「資本の部」の合計に相当する金額は80,264百万円であります。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準) 当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 これにより従来の方法に比べ営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ347百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表) 前中間連結会計期間において「連結調整勘定」として掲記されていたものは、「負ののれん」と表示しております。 (中間連結キャッシュ・フロー計算書) 前中間連結会計期間において「連結調整勘定償却額」と掲記されていたものは「のれん償却額」と表示しております。</p>	<p>(中間連結貸借対照表) 前中間連結会計期間において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「有価証券」については、資産総額の100分の1を超えたため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。 なお、前中間連結会計期間の「有価証券」の金額は299百万円であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																																								
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">65,999百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">71,058百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">67,725百万円</p>																																																								
<p>※2 このうち担保資産</p> <p>(1) 担保に供している資産の額 (簿価)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">1,225百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>工具・器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">2,088</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">3,533</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,850</td> </tr> </table> <p>(2) 上記担保資産の対象となる債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,675百万円</td> </tr> <tr> <td>一年内返済長期借入金</td> <td style="text-align: right;">222</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">347</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,245</td> </tr> </table>	建物及び構築物	1,225百万円	機械装置及び運搬具	0	工具・器具及び備品	2	土地	2,088	投資有価証券	3,533	計	6,850	短期借入金	1,675百万円	一年内返済長期借入金	222	長期借入金	347	計	2,245	<p>※2 このうち担保資産</p> <p>(1) 担保に供している資産の額 (簿価)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">1,179百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">1,606</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">3,435</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,221</td> </tr> </table> <p>(2) 上記担保資産の対象となる債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">753百万円</td> </tr> <tr> <td>一年内返済長期借入金</td> <td style="text-align: right;">289</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">180</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,223</td> </tr> </table>	建物及び構築物	1,179百万円	土地	1,606	投資有価証券	3,435	計	6,221	短期借入金	753百万円	一年内返済長期借入金	289	長期借入金	180	計	1,223	<p>※2 このうち担保資産</p> <p>(1) 担保に供している資産の額 (簿価)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">1,328百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>工具・器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">2,088</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">3,657</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,077</td> </tr> </table> <p>(2) 上記担保資産の対象となる債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">752百万円</td> </tr> <tr> <td>一年内返済長期借入金</td> <td style="text-align: right;">254</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">265</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,272</td> </tr> </table>	建物及び構築物	1,328百万円	機械装置及び運搬具	0	工具・器具及び備品	2	土地	2,088	投資有価証券	3,657	計	7,077	短期借入金	752百万円	一年内返済長期借入金	254	長期借入金	265	計	1,272
建物及び構築物	1,225百万円																																																									
機械装置及び運搬具	0																																																									
工具・器具及び備品	2																																																									
土地	2,088																																																									
投資有価証券	3,533																																																									
計	6,850																																																									
短期借入金	1,675百万円																																																									
一年内返済長期借入金	222																																																									
長期借入金	347																																																									
計	2,245																																																									
建物及び構築物	1,179百万円																																																									
土地	1,606																																																									
投資有価証券	3,435																																																									
計	6,221																																																									
短期借入金	753百万円																																																									
一年内返済長期借入金	289																																																									
長期借入金	180																																																									
計	1,223																																																									
建物及び構築物	1,328百万円																																																									
機械装置及び運搬具	0																																																									
工具・器具及び備品	2																																																									
土地	2,088																																																									
投資有価証券	3,657																																																									
計	7,077																																																									
短期借入金	752百万円																																																									
一年内返済長期借入金	254																																																									
長期借入金	265																																																									
計	1,272																																																									
<p>※3 国庫補助金の受入により、取得価額から控除した圧縮記帳累計額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>工具・器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">62</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">62</td> </tr> </table>	車両運搬具	0百万円	工具・器具及び備品	62	計	62	<p>※3 国庫補助金の受入により、取得価額から控除した圧縮記帳累計額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">160百万円</td> </tr> <tr> <td>工具・器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">72</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">232</td> </tr> </table>	機械装置及び運搬具	160百万円	工具・器具及び備品	72	計	232	<p>※3 国庫補助金の受入により、取得価額から控除した圧縮記帳累計額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>工具・器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">60</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">61</td> </tr> </table>	車両運搬具	0百万円	工具・器具及び備品	60	計	61																																						
車両運搬具	0百万円																																																									
工具・器具及び備品	62																																																									
計	62																																																									
機械装置及び運搬具	160百万円																																																									
工具・器具及び備品	72																																																									
計	232																																																									
車両運搬具	0百万円																																																									
工具・器具及び備品	60																																																									
計	61																																																									
<p>4 偶発債務</p> <p>連結会社以外の会社等に対して次のとおり債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(被保証者)</td> <td style="width: 30%;">(保証金額)</td> <td style="width: 40%;">(内容)</td> </tr> <tr> <td>日精工程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>塑料(南通)有限公司</td> <td style="text-align: right;">153百万円</td> <td>銀行借入金</td> </tr> </table>	(被保証者)	(保証金額)	(内容)	日精工程			塑料(南通)有限公司	153百万円	銀行借入金	<p>4 偶発債務</p> <p>連結会社以外の会社に対して次のとおり債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(被保証者)</td> <td style="width: 30%;">(保証金額)</td> <td style="width: 40%;">(内容)</td> </tr> <tr> <td>日精工程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>塑料(南通)有限公司</td> <td style="text-align: right;">165百万円</td> <td>銀行借入金</td> </tr> </table>	(被保証者)	(保証金額)	(内容)	日精工程			塑料(南通)有限公司	165百万円	銀行借入金	<p>4 偶発債務</p> <p>連結会社以外の会社に対して次のとおり債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(被保証者)</td> <td style="width: 30%;">(保証金額)</td> <td style="width: 40%;">(内容)</td> </tr> <tr> <td>日精工程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>塑料(南通)有限公司</td> <td style="text-align: right;">156百万円</td> <td>銀行借入金</td> </tr> </table>	(被保証者)	(保証金額)	(内容)	日精工程			塑料(南通)有限公司	156百万円	銀行借入金																													
(被保証者)	(保証金額)	(内容)																																																								
日精工程																																																										
塑料(南通)有限公司	153百万円	銀行借入金																																																								
(被保証者)	(保証金額)	(内容)																																																								
日精工程																																																										
塑料(南通)有限公司	165百万円	銀行借入金																																																								
(被保証者)	(保証金額)	(内容)																																																								
日精工程																																																										
塑料(南通)有限公司	156百万円	銀行借入金																																																								

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																		
<p>5 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれております。</p> <table data-bbox="159 470 478 593"> <tr> <td>受取手形</td> <td>97百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>309百万円</td> </tr> <tr> <td>設備関係 支払手形</td> <td>102百万円</td> </tr> </table>	受取手形	97百万円	支払手形	309百万円	設備関係 支払手形	102百万円	<p>5 同左</p> <table data-bbox="574 470 893 593"> <tr> <td>受取手形</td> <td>75百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>316百万円</td> </tr> <tr> <td>設備関係 支払手形</td> <td>16百万円</td> </tr> </table>	受取手形	75百万円	支払手形	316百万円	設備関係 支払手形	16百万円	<p>5 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が残高に含まれております。</p> <table data-bbox="989 380 1324 504"> <tr> <td>受取手形</td> <td>68百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>325百万円</td> </tr> <tr> <td>設備関係 支払手形</td> <td>33百万円</td> </tr> </table>	受取手形	68百万円	支払手形	325百万円	設備関係 支払手形	33百万円
受取手形	97百万円																			
支払手形	309百万円																			
設備関係 支払手形	102百万円																			
受取手形	75百万円																			
支払手形	316百万円																			
設備関係 支払手形	16百万円																			
受取手形	68百万円																			
支払手形	325百万円																			
設備関係 支払手形	33百万円																			

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 27百万円 機械装置及び運搬具 1 工具・器具及び備品 4 計 33	※1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 機械装置及び運搬具 5百万円 工具・器具及び備品 19 計 25	※1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 28百万円 機械装置及び運搬具 14 工具・器具及び備品 12 土地 1 計 56
※2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 機械装置及び運搬具 1百万円	※2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 機械装置及び運搬具 1百万円 工具・器具及び備品 2 計 3	※2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 機械装置及び運搬具 9百万円 工具・器具及び備品 5 土地 379 計 394
※3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 1百万円 機械装置及び運搬具 30 工具・器具及び備品 5 計 37	※3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 8百万円 機械装置及び運搬具 6 工具・器具及び備品 3 ソフトウェア 2 計 21	※3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 102百万円 機械装置及び運搬具 180 工具・器具及び備品 40 施設利用権 0 計 323
	※4 減損損失 268百万円 当社グループは事業の種類別セグメントを基準に、資産をグルーピングしております。また未利用の資産については区別してグルーピングしております。当中間連結会計期間において以下の資産について減損損失を計上しました。 場所 用途 種類 新潟県村上市 未利用 土地 未利用不動産については、将来の使用が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額について減損損失(268百万円)として特別損失に計上しました。 なお、当資産の回収可能価額は、路線価を基に実勢価額を加味して算定した正味売却価額から処分費用等を控除した額をもって算定いたしました。	

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	60,704	12	—	60,716

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による増加 12千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	4,192	28,087	15,683	16,596

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 28,087株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による減少 15,299株

単元未満株式の買増請求による減少 384株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	728	12	平成18年3月31日	平成18年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	546	9	平成18年9月30日	平成18年12月12日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	60,716	59	—	60,776

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による増加 59千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	38,740	698,964	58,820	678,884

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 666,000株

単元未満株式の買取りによる増加 32,964株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による減少 57,223株

単元未満株式の買増請求による減少 1,597株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年4月27日 取締役会	普通株式	728	12	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	600	10	平成19年9月30日	平成19年12月11日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	60,704	12	—	60,716

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による増加 12千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,192	67,901	33,353	38,740

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 67,901株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による減少 32,777株

単元未満株式の買増請求による減少 576株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	728	12	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年11月14日 取締役会	普通株式	546	9	平成18年9月30日	平成18年12月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年4月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	728	12	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)																								
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table data-bbox="108 398 478 604"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>6,552百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△53百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>6,499百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	6,552百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△53百万円	現金及び現金同等物	<u>6,499百万円</u>	<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table data-bbox="531 398 901 604"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>13,833百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△31百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>13,802百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	13,833百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△31百万円	現金及び現金同等物	<u>13,802百万円</u>	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table data-bbox="951 398 1321 604"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>11,013百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△65百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>10,948百万円</u></td> </tr> </table> <p>2 重要な非資金取引の内容</p> <table data-bbox="951 651 1321 913"> <tr> <td>新株予約権の行使による資本金増加額</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使による資本準備金増加額</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使による新株予約権付社債減少額</td> <td><u>10百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	11,013百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△65百万円	現金及び現金同等物	<u>10,948百万円</u>	新株予約権の行使による資本金増加額	5百万円	新株予約権の行使による資本準備金増加額	5百万円	新株予約権の行使による新株予約権付社債減少額	<u>10百万円</u>
現金及び預金勘定	6,552百万円																									
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△53百万円																									
現金及び現金同等物	<u>6,499百万円</u>																									
現金及び預金勘定	13,833百万円																									
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△31百万円																									
現金及び現金同等物	<u>13,802百万円</u>																									
現金及び預金勘定	11,013百万円																									
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△65百万円																									
現金及び現金同等物	<u>10,948百万円</u>																									
新株予約権の行使による資本金増加額	5百万円																									
新株予約権の行使による資本準備金増加額	5百万円																									
新株予約権の行使による新株予約権付社債減少額	<u>10百万円</u>																									

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)					
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引					
①	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額				
	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具・器具 及び備品	その他の無形固定資産 (ソフトウェア)	合計
取得価額相当額	14百万円	1,856百万円	2,057百万円	77百万円	4,006百万円
減価償却累計額相当額	4百万円	808百万円	1,099百万円	47百万円	1,960百万円
中間期末残高相当額	10百万円	1,047百万円	958百万円	29百万円	2,046百万円
	なお、取得価額相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低い ため、「支払利子込み法」により算定しております。				
②	未経過リース料中間期末残高相当額等				
	未経過リース料中間期末残高相当額				
	1年以内	762百万円			
	1年超	1,283百万円			
	合計	2,046百万円			
	なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中 間期末残高の割合が低い ため、「支払利子込み法」により算定しております。				
③	支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失				
	支払リース料	575百万円			
	減価償却費相当額	575百万円			
④	減価償却費相当額の算定方法				
	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。				
オペレーティング・リース取引					
	未経過リース料				
	1年以内	307百万円			
	1年超	360百万円			
	合計	668百万円			
(減損損失について)					
リース資産に配分された減損損失はありません。					

当中間連結会計期間
(自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具・器具 及び備品	その他の無形固定資産 (ソフトウェア)	合計
取得価額相当額	14百万円	2,162百万円	1,953百万円	218百万円	4,349百万円
減価償却累計額相当額	7百万円	1,052百万円	1,001百万円	50百万円	2,113百万円
中間期末残高相当額	7百万円	1,109百万円	952百万円	167百万円	2,236百万円

なお、取得価額相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

② 未経過リース料中間期末残高相当額	
1年以内	891百万円
1年超	1,344百万円
合計	2,236百万円

なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	
支払リース料	601百万円
減価償却費相当額	601百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。	

オペレーティング・リース取引

未経過リース料	
1年以内	389百万円
1年超	443百万円
合計	833百万円

前連結会計年度
(自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具・器具 及び備品	その他の無形固定資産 (ソフトウェア)	合計
取得価額相当額	14百万円	2,263百万円	2,172百万円	66百万円	4,517百万円
減価償却累計額相当額	6百万円	947百万円	1,240百万円	37百万円	2,232百万円
期末残高相当額	8百万円	1,315百万円	931百万円	29百万円	2,285百万円

なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	865百万円
1年超	1,419百万円
合計	2,285百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	903百万円
減価償却費相当額	903百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。

オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年以内	299百万円
1年超	336百万円
合計	635百万円

(有価証券関係)

1 時価のある有価証券

区分	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
その他有価証券									
① 株式	5,531	16,206	10,675	5,589	15,526	9,937	5,569	16,700	11,130
② 債券									
(1) 金融債	0	0	—	—	—	—	0	0	—
計	5,531	16,206	10,675	5,589	15,526	9,937	5,570	16,700	11,130

[次へ](#)

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)
	中間連結貸借 対照表計上額(百万円)	中間連結貸借 対照表計上額(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券			
非上場外国債券	1,169	1,144	1,170
計	1,169	1,144	1,170
その他有価証券			
非上場株式	619	372	404
その他	299	2,000	1,700
計	919	2,372	2,104

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

区分	種類	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)				当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)				前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)			
		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	1,163	—	1,174	△11	—	—	—	—	—	—	—	
	米ドル 通貨オプション取引 売建	75,000	—	—	—	—	—	—	12,500	—	—	—	
	コール 千米ドル	(77)	(—)	(108)	△30	(—)	(—)	(—)	(10)	(—)	(4)	5	
	買建 プット 千米ドル	30,000	—	—	—	—	—	—	5,000	—	—	—	
		(80)	(—)	(27)	△53	(—)	(—)	(—)	(11)	(—)	(6)	△4	
合計		—	—	—	△95	—	—	—	—	—	—	0	

注) 1 時価の算定方法

取引銀行から提示された価格によっております。

2 オプション取引における()書きは、オプション料であります。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

(前中間連結会計期間)

	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)						
	自動車及び 汎用計器 事業 (百万円)	民生機器 事業 (百万円)	液晶事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	58,884	12,309	9,770	10,740	91,704	—	91,704
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	4,795	4,795	(4,795)	—
計	58,884	12,309	9,770	15,535	96,499	(4,795)	91,704
営業費用	51,268	11,814	9,624	15,077	87,785	(4,903)	82,882
営業利益	7,615	495	145	457	8,714	108	8,822

注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

- (1) 自動車及び汎用計器事業……四輪車用計器、ヘッドアップディスプレイ、二輪車用計器、汎用計器、各種センサー
- (2) 民生機器事業……OA・情報機器操作パネル、空調・住設機器コントローラー、FA・アミューズメントユニットASSY、携帯情報端末機器、高密度実装基板EMS
- (3) 液晶事業 ……計器・時計・音響機器・通信機器・OA機器・家電・車載用モノクロ・カラー・反射型カラーLCD、モノクロ・カラー・反射型カラーLCDモジュール
- (4) その他事業 ……液体充填機、自動車販売、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工、販売

3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して当中間連結会計期間の「自動車及び汎用計器事業」、「民生機器事業」、「液晶事業」、及び「その他事業」における営業費用は、それぞれ77百万円、11百万円、11百万円、及び36百万円増加し、営業利益はそれぞれ同額減少しております。

(当中間連結会計期間)

	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)						
	自動車及び 汎用計器 事業 (百万円)	民生機器 事業 (百万円)	ディス プレイ事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	67,118	14,952	5,038	11,603	98,713	—	98,713
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	4,326	4,326	(4,326)	—
計	67,118	14,952	5,038	15,929	103,039	(4,326)	98,713
営業費用	58,341	13,739	5,309	15,180	92,570	(4,138)	88,432
営業利益 (又は営業損失)	8,776	1,213	△271	749	10,468	(187)	10,280

注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

- (1) 自動車及び汎用計器事業……四輪車用計器、ヘッドアップディスプレイ、二輪車用計器、汎用計器、各種センサー
- (2) 民生機器事業 ……OA・情報機器操作パネル、空調・住設機器コントローラー、FA・アミューズメントユニットASSY、高密度実装基板EMS
- (3) ディ스플레이事業……液晶表示素子・モジュール、有機EL表示素子・モジュール
- (4) その他事業 ……自動車販売、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工、販売

(前連結会計年度)

	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)						
	自動車及び 汎用計器 事業 (百万円)	民生機器 事業 (百万円)	ディス プレイ事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	127,207	26,716	15,528	23,725	193,178	—	193,178
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	9,210	9,210	(9,210)	—
計	127,207	26,716	15,528	32,935	202,388	(9,210)	193,178
営業費用	110,122	25,725	15,528	31,406	182,782	(9,306)	173,475
営業利益	17,085	991	0	1,529	19,606	96	19,703

注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

- (1) 自動車及び汎用計器事業……四輪車用計器、ヘッドアップディスプレイ、二輪車用計器、汎用計器、各種センサー
- (2) 民生機器事業 ……………0A・情報機器操作パネル、空調・住設機器コントローラー、FA・アミューズメントユニットASSY、携帯情報端末機器、高密度実装基板EMS
- (3) ディ스플레이事業……………液晶表示素子・モジュール、有機EL表示素子・モジュール
- (4) その他事業 ……………自動車販売、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工、販売

3 事業表示の変更

当連結会計年度中に提出会社が、持分法適用会社であった「アデオン株式会社」より事業譲渡を受け、有機ELの製造、販売を開始したことにより、従来の液晶事業と併せディスプレイ事業として表示することといたしました。

- 4 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して当連結会計年度の「自動車及び汎用計器事業」、「民生機器事業」、「ディスプレイ事業」及び「その他事業」における営業費用は、それぞれ213百万円、24百万円、26百万円及び82百万円増加し、営業利益はそれぞれ同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

(前中間連結会計期間)

	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)						
	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	54,268	14,916	5,976	16,542	91,704	—	91,704
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	17,509	90	30	3,216	20,846	(20,846)	—
計	71,778	15,007	6,007	19,759	112,551	(20,846)	91,704
営業費用	66,051	13,978	5,915	17,891	103,837	(20,954)	82,882
営業利益	5,726	1,028	92	1,867	8,714	108	8,822

注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 米州 ……米国・ブラジル
- (2) 欧州 ……英国・オランダ
- (3) アジア……中国・タイ・インドネシア

3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して当中間連結会計期間の「日本」における営業費用は136百万円増加し、営業利益は同額減少しております。

(当中間連結会計期間)

	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)						
	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	49,608	18,078	7,586	23,440	98,713	—	98,713
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	22,856	81	—	3,209	26,146	(26,146)	—
計	72,464	18,159	7,586	26,649	124,860	(26,146)	98,713
営業費用	66,318	16,921	7,176	23,975	114,391	(25,959)	88,432
営業利益	6,146	1,238	409	2,674	10,468	(187)	10,280

注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 米州 ……米国・ブラジル
- (2) 欧州 ……英国・オランダ
- (3) アジア……中国・タイ・インドネシア

(前連結会計年度)

	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)						
	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	109,660	31,772	13,335	38,410	193,178	—	193,178
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	38,227	128	247	5,904	44,508	(44,508)	—
計	147,887	31,900	13,582	44,315	237,686	(44,508)	193,178
営業費用	134,607	30,018	12,896	40,557	218,080	(44,605)	173,475
営業利益	13,279	1,882	686	3,757	19,606	96	19,703

注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 米州 ……米国・ブラジル

(2) 欧州 ……英国・オランダ

(3) アジア……中国・タイ・インドネシア

3 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して当連結会計年度の「日本」における営業費用は、347百万円増加し、営業利益は同額減少しております。

【海外売上高】

(前中間連結会計期間)

	(自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)			
	米州	欧州	アジア	計
I 海外売上高(百万円)	15,377	6,656	18,133	40,167
II 連結売上高(百万円)				91,704
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	16.8	7.3	19.8	43.8

- 注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高の合計額であります。
 2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 3 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 米州 ……米国・カナダ・ブラジル
 (2) 欧州 ……英国・イタリア・オランダ・スペイン
 (3) アジア……中国・タイ・インドネシア

(当中間連結会計期間)

	(自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)			
	米州	欧州	アジア	計
I 海外売上高(百万円)	18,731	8,146	25,074	51,952
II 連結売上高(百万円)				98,713
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	19.0	8.3	25.4	52.6

- 注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高の合計額であります。
 2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 3 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 米州 ……米国・カナダ・ブラジル
 (2) 欧州 ……英国・イタリア・オランダ・フランス・スペイン
 (3) アジア……中国・タイ・インドネシア

(前連結会計年度)

	(自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)			
	米州	欧州	アジア	計
I 海外売上高(百万円)	32,773	14,500	41,887	89,161
II 連結売上高(百万円)				193,178
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	17.0	7.5	21.7	46.2

- 注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高の合計額であります。
 2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 3 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 米州 ……米国・カナダ・ブラジル
 (2) 欧州 ……英国・イタリア・オランダ・フランス・スペイン
 (3) アジア……中国・タイ・インドネシア

(1株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	1,208.40円	1,397.26円	1,322.80円
1株当たり中間(当期) 純利益	91.59円	95.67円	195.09円
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	90.35円	94.53円	192.49円
	算定上の基礎	算定上の基礎	算定上の基礎
	1 1株当たり純資産額	1 1株当たり純資産額	1 1株当たり純資産額
	中間連結貸借対照表の純資 産の部の合計額	中間連結貸借対照表の純資 産の部の合計額	連結貸借対照表の純資産の 部の合計額
	77,713百万円	89,575百万円	85,514百万円
	普通株式に係る純資産額	普通株式に係る純資産額	普通株式に係る純資産額
	73,349百万円	83,971百万円	80,264百万円
	差額の主な内訳	差額の主な内訳	差額の主な内訳
	少数株主持分	少数株主持分	少数株主持分
	4,364百万円	5,604百万円	5,250百万円
	普通株式の発行済株式数	普通株式の発行済株式数	普通株式の発行済株式数
	60,716千株	60,776千株	60,716千株
	普通株式の自己株式数	普通株式の自己株式数	普通株式の自己株式数
	16千株	678千株	38千株
	1株当たり純資産額の算定 に用いられた普通株式の数	1株当たり純資産額の算定 に用いられた普通株式の数	1株当たり純資産額の算定 に用いられた普通株式の数
	60,699千株	60,097千株	60,677千株
	2 1株当たり中間純利益 及び潜在株式調整後1株 当たり中間純利益	2 1株当たり中間純利益 及び潜在株式調整後1株 当たり中間純利益	2 1株当たり当期純利益 及び潜在株式調整後1株 当たり当期純利益
	中間連結損益計算書上の中 間純利益	中間連結損益計算書上の中 間純利益	連結損益計算書上の当期純 利益
	5,559百万円	5,797百万円	11,840百万円
	普通株式に係る中間純利益	普通株式に係る中間純利益	普通株式に係る当期純利益
	5,559百万円	5,797百万円	11,840百万円
	普通株主に帰属しない金額 の内訳	普通株主に帰属しない金額 の内訳	普通株主に帰属しない金額 の内訳
	—	—	—
	普通株式の期中平均株式数	普通株式の期中平均株式数	普通株式の期中平均株式数
	60,699千株	60,596千株	60,693千株
	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に用いら れた中間純利益調整額の内 訳	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に用いら れた中間純利益調整額の内 訳	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に用いら れた当期純利益調整額の内 訳
	—	—	—
	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に用いら れた普通株式増加数の内訳	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に用いら れた普通株式増加数の内訳	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に用いら れた普通株式増加数の内訳
	無担保転換社債型新株予 約権付社債	無担保転換社債型新株予 約権付社債	無担保転換社債型新株予 約権付社債
	832千株	735千株	819千株
	希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株当 たり中間純利益の算定に含 まれなかった潜在株式の概 要	希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株当 たり中間純利益の算定に含 まれなかった潜在株式の概 要	希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含 まれなかった潜在株式の概 要
	—	—	—

(2) 【その他】

特記すべき事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		1,835		4,197		3,123	
2 受取手形		848		493		774	
3 売掛金		37,285		35,127		35,465	
4 棚卸資産		7,331		7,156		7,214	
5 繰延税金資産		1,382		—		—	
6 短期貸付金		7,401		5,499		7,097	
7 その他		1,657		2,488		2,487	
8 貸倒引当金		△13		△12		△13	
流動資産合計		57,728	51.7	54,951	50.7	56,148	50.8
II 固定資産							
(1) 有形固定資産	※1 ※2 ※3						
1 建物		5,249		5,270		5,477	
2 機械及び装置		3,913		3,395		3,862	
3 工具・器具及び 備品		3,088		3,016		3,039	
4 土地		8,966		8,223		8,491	
5 その他		724		820		680	
有形固定資産合計		21,943	19.6	20,726	19.1	21,551	19.5
(2) 無形固定資産		555	0.5	621	0.6	688	0.6
(3) 投資その他の資産							
1 投資有価証券	※1	17,891		16,943		18,172	
2 関係会社株式		13,140		14,866		13,606	
3 その他		1,182		328		474	
4 貸倒引当金		△719		△11		△96	
投資その他の資産 合計		31,495	28.2	32,127	29.6	32,156	29.1
固定資産合計		53,994	48.3	53,475	49.3	54,396	49.2
資産合計		111,722	100.0	108,426	100.0	110,545	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形		623		611		697	
2 買掛金		29,834		28,992		30,920	
3 短期借入金	※1	5,543		2,400		2,206	
4 賞与引当金		1,240		1,407		905	
5 役員賞与引当金		85		85		—	
6 製品補償損失引当金		110		8		27	
7 未払法人税等		2,145		—		—	
8 その他		4,409		4,977		5,196	
流動負債合計		43,992	39.4	38,483	35.5	39,954	36.1
II 固定負債							
1 社債		747		624		731	
2 長期借入金	※1	2,125		913		1,478	
3 繰延税金負債		2,034		—		—	
4 退職給付引当金		1,328		1,344		1,356	
5 役員退職慰労引当金		198		193		212	
6 その他		65		1,791		2,357	
固定負債合計		6,500	5.8	4,867	4.5	6,136	5.6
負債合計		50,493	45.2	43,351	40.0	46,091	41.7

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		14,406	12.9	14,434	13.3	14,406	13.0
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		6,127		6,154		6,127	
(2) その他資本剰余金		679		543		649	
資本剰余金合計		6,807	6.1	6,698	6.2	6,777	6.1
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		960		960		960	
(2) その他利益剰余金							
特別償却準備金		158		118		136	
別途積立金		27,680		33,680		27,680	
繰越利益剰余金		4,930		5,222		7,990	
利益剰余金合計		33,729	30.2	39,981	36.9	36,767	33.3
4 自己株式		△41	△0.1	△1,937	△1.8	△105	△0.1
株主資本合計		54,901	49.1	59,176	54.6	57,846	52.3
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		6,327	5.7	5,898	5.4	6,607	6.0
評価・換算差額等 合計		6,327	5.7	5,898	5.4	6,607	6.0
純資産合計		61,229	54.8	65,074	60.0	64,453	58.3
負債純資産合計		111,722	100.0	108,426	100.0	110,545	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 売上高			57,241 100.0		57,041 100.0		116,682 100.0
II 売上原価			49,091 85.8		47,915 84.0		98,785 84.7
売上総利益			8,150 14.2		9,125 16.0		17,897 15.3
III 販売費及び一般管理費			3,928 6.8		4,281 7.5		8,075 6.9
営業利益			4,222 7.4		4,843 8.5		9,821 8.4
IV 営業外収益	※1		1,788 3.1		1,531 2.7		2,663 2.3
V 営業外費用	※2		31 0.1		187 0.3		122 0.1
経常利益			5,978 10.4		6,187 10.8		12,362 10.6
VI 特別利益			5 0.0		27 0.0		30 0.0
VII 特別損失	※3		234 0.4		315 0.6		1,308 1.1
税引前中間(当期) 純利益			5,750 10.0		5,900 10.3		11,084 9.5
法人税、住民税及び 事業税		2,230		2,375		3,100	
法人税等調整額		△301	1,928 3.3	△416	1,958 3.4	578	3,678 3.2
中間(当期)純利益			3,821 6.7		3,941 6.9		7,405 6.3

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本								利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日 残高(百万円)	14,401	6,122	702	6,824	960	162	22,680	7,004	30,806
中間会計期間中の 変動額									
新株の発行	5	5		5					
新株予約権の 行使			△22	△22					
剰余金の配当								△728	△728
役員賞与金								△170	△170
特別償却準備金 の積立(注)						62		△62	
特別償却準備金 の取崩(注)						△65		65	
別途積立金の 積立							5,000	△5,000	
中間純利益								3,821	3,821
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 (純額)									
中間会計期間中の 変動額の合計 (百万円)	5	5	△22	△17	—	△3	5,000	△2,073	2,922
平成18年9月30日 残高(百万円)	14,406	6,127	679	6,807	960	158	27,680	4,930	33,729

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日 残高(百万円)	△10	52,021	5,885	57,906
中間会計期間中の 変動額				
新株の発行		10		10
新株予約権の 行使	36	13		13
剰余金の配当		△728		△728
役員賞与金		△170		△170
特別償却準備金 の積立		—		—
特別償却準備金 の取崩		—		—
別途積立金の 積立		—		—
中間純利益		3,821		3,821
自己株式の取得	△68	△68		△68
自己株式の処分	0	0		0
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 (純額)			442	442
中間会計期間中の 変動額の合計 (百万円)	△30	2,880	442	3,322
平成18年9月30日 残高(百万円)	△41	54,901	6,327	61,229

注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分による積立57百万円及び取崩47百万円を含んでおります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年3月31日 残高(百万円)	14,406	6,127	649	6,777	960	136	27,680	7,990	36,767
中間会計期間中の 変動額									
新株の発行	27	27		27					
新株予約権の 行使			△106	△106					
剰余金の配当								△728	△728
特別償却準備金 の取崩						△17		17	
別途積立金の 積立							6,000	△6,000	
中間純利益								3,941	3,941
自己株式の取得									
自己株式の処分			△0	△0					
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 (純額)									
中間会計期間中の 変動額の合計 (百万円)	27	27	△106	△78	—	△17	6,000	△2,768	3,213
平成19年9月30日 残高(百万円)	14,434	6,154	543	6,698	960	118	33,680	5,222	39,981

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成19年3月31日 残高(百万円)	△105	57,846	6,607	64,453
中間会計期間中の 変動額				
新株の発行		54		54
新株予約権の 行使	158	52		52
剰余金の配当		△728		△728
特別償却準備金 の取崩		—		—
別途積立金の 積立		—		—
中間純利益		3,941		3,941
自己株式の取得	△1,994	△1,994		△1,994
自己株式の処分	4	4		4
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 (純額)			△709	△709
中間会計期間中の 変動額の合計 (百万円)	△1,831	1,330	△709	621
平成19年9月30日 残高(百万円)	△1,937	59,176	5,898	65,074

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本								利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金 その他利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成18年3月31日 残高(百万円)	14,401	6,122	702	6,824	960	162	22,680	7,004	30,806
事業年度中の 変動額									
新株の発行	5	5		5					
新株予約権の 行使			△52	△52					
剰余金の配当 注)1								△1,274	△1,274
役員賞与金 注)2								△170	△170
特別償却準備金 の積立 注)3						67		△67	—
特別償却準備金 の取崩 注)3						△92		92	—
別途積立金の 積立 注)2							5,000	△5,000	—
当期純利益								7,405	7,405
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動 額合計(百万円)	5	5	△52	△46	—	△25	5,000	986	5,961
平成19年3月31日 残高(百万円)	14,406	6,127	649	6,777	960	136	27,680	7,990	36,767

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日 残高(百万円)	△10	52,021	5,885	57,906
事業年度中の 変動額				
新株の発行		10		10
新株予約権の 行使	82	29		29
剰余金の配当 注)1		△1,274		△1,274
役員賞与金 注)2		△170		△170
特別償却準備金 の積立 注)3		—		—
特別償却準備金 の取崩 注)3		—		—
別途積立金の 積立 注)2		—		—
当期純利益		7,405		7,405
自己株式の取得	△178	△178		△178
自己株式の処分	1	1		1
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純額)			721	721
事業年度中の変動 額合計(百万円)	△94	5,825	721	6,547
平成19年3月31日 残高(百万円)	△105	57,846	6,607	64,453

注) 1 平成18年6月の定時株主総会における利益処分による728百万円を含んでおります。

2 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

3 平成18年6月の定時株主総会における利益処分による積立57百万円及び取崩47百万円を含んでおります。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 棚卸資産</p> <p>① 計器類の製品・仕掛品 総平均法による原価法</p> <p>② その他の製品・仕掛品 個別法による原価法</p> <p>③ 原材料 総平均法による原価法</p> <p>④ 貯蔵品 最終仕入原価法</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>② 満期保有目的の債券償却原価法(定額法)</p> <p>③ その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(3) デリバティブ取引 時価法</p>	<p>(1) 棚卸資産</p> <p>① 計器類の製品・仕掛品 同左</p> <p>② その他の製品・仕掛品 同左</p> <p>③ 原材料 同左</p> <p>④ 貯蔵品 同左</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>② 満期保有目的の債券 同左</p> <p>③ その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>	<p>(1) 棚卸資産</p> <p>① 計器類の製品・仕掛品 同左</p> <p>② その他の製品・仕掛品 同左</p> <p>③ 原材料 同左</p> <p>④ 貯蔵品 同左</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>② 満期保有目的の債券 同左</p> <p>③ その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、この変更による影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間から平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。なお、この変更による影響は軽微であります。</p>	

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。 なお、償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当会計年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当中間会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当会計年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>—————</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>これにより従来の方 法に比べ営業利益、 経常利益及び税引前 中間純利益はそれぞ れ85百万円減少して おります。</p> <p>(4) 製品補償損失引当金 顧客に納入した製品 に対し発生したクレ ームに係わる費用に 備えるため、今後発 生が見込まれる補償 費等について合理的 に見積もられる金額 を計上しておりま す。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に 備えるため、当期末 における退職給付債 務の見込額に基づ き、当中間会計期間 末において発生して いると認められる額 を計上しておりま す。 過去勤務債務につい ては発生時の従業員 の平均残存勤務期間 内の一定の年数(10 年)による按分額を 償却することとして おります。 数理計算上の差異に ついては発生時の従 業員の平均残存勤務 期間内の一定の年数 (10年)による按分額 を、翌期から費用処 理することとしてお ります。</p>	<p>(4) 製品補償損失引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(3) 製品補償損失引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に 備えるため、当期末 における退職給付債 務の見込み額に基づ き、当期末において 発生していると認め られる額を計上して おります。 過去勤務債務につい ては、発生時の従業 員の平均残存勤務期 間内の一定の年数 (10年)による按分額 を償却することとし ております。 数理計算上の差異に ついては、発生時の 従業員の平均残存勤 務期間内の一定の年 数(10年)による按分 額を、翌期から費用 処理することとして おります。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(6) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の 支払いに備えるた め、内規に基づく中 間期末要支給額を計 上しております。	(6) 役員退職慰労引当金 同左	(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の 支払いに備えるた め、内規に基づく期 末要支給額を計上し ております。
4 外貨建の資産又は 負債の本邦通貨へ の換算基準	外貨建金銭債権債務は、中 間決算日の直物為替相場に より円貨に換算し、換算差 額は損益として処理してお ります。	同左	外貨建金銭債権債務は、決 算日の直物為替相場により 円貨に換算し、換算差額は 損益として処理しておりま す。
5 リース取引の処理 方法	リース物件の所有権が借主 に移転すると認められるも の以外のファイナンス・リ ース取引については、通常 の賃貸借取引に係る方法に 準じた会計処理によってお ります。	同左	同左
6 その他中間財務諸 表(財務諸表)作成 のための基本とな る重要な事項	消費税等の会計処理につい て 消費税及び地方消費税の会 計処理は、税抜方式によっ ております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は61,229百万円であります。なお当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表規則により作成しております。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 なお、これまでの「資本の部」の合計に相当する金額は64,453百万円です。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準) 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 これにより従来の方法に比べ営業利益、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ170百万円減少しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間貸借対照表) 前中間会計期間において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「短期貸付金」については、資産総額の100分の5を超えたため、当中間会計期間より区分掲記しております。</p>	<p>(中間貸借対照表) 前中間会計期間まで区分掲記しておりました流動資産の「繰延税金資産」(当中間会計期間末の残高は899百万円)は、当中間会計期間末において資産総額の100分の5以下となったため当中間会計期間より流動資産の「その他」に含めて表示することとしました。前中間会計期間まで区分掲記しておりました「未払法人税等」(当中間会計期間末の残高は2,186百万円)は、当中間会計期間末において負債純資産総額の100分の5以下となったため、当中間会計期間より流動負債の「その他」に含めて表示することとしました。 前中間会計期間まで区分掲記しておりました固定負債の「繰延税金負債」(当中間会計期間末の残高は1,723百万円)は、当中間会計期間末において負債純資産総額の100分の5以下となったため、当中間会計期間より固定負債の「その他」に含めて表示することとしました。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

摘要	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度末 (平成19年3月31日)		
※1 (1) 担保に供している資産								
科目	帳簿価額			帳簿価額		帳簿価額		
	抵当権 (百万円)	質権 (百万円)	工場財団 抵当権 (百万円)	抵当権 (百万円)	質権 (百万円)	抵当権 (百万円)	質権 (百万円)	工場財団 抵当権 (百万円)
建物	823	—	130	776	—	814	—	131
機械及び装置	—	—	0	—	—	—	—	0
工具・器具及び備品	—	—	2	—	—	—	—	2
土地	1,681	—	407	1,606	—	1,681	—	407
投資有価証券	—	3,533	—	—	3,435	—	3,657	—
計	2,504	3,533	540	2,382	3,435	2,495	3,657	541
(2) 担保権によって担保されている債務								
科目	抵当権 (百万円)	質権 (百万円)		抵当権 (百万円)	質権 (百万円)	抵当権 (百万円)	質権 (百万円)	
短期借入金	470	730		120	100	120	130	
長期借入金 (含む一年内返済予定額)	570	—		470	—	520	—	
計	1,040	730		590	100	640	130	
※2 国庫補助金等の受入による有形固定資産の圧縮記帳額	車両運搬具 0百万円 工具・器具及び備品 62 計 62			機械及び装置 136百万円 車両運搬具 0 工具・器具及び備品 72 計 209		車両運搬具 0百万円 工具・器具及び備品 60 計 61		
※3 有形固定資産の減価償却累計額	39,715百万円			41,755百万円		40,404百万円		
4 偶発債務								
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容		保証金額 (百万円)	被保証債務の内容		保証金額 (百万円)	被保証債務の内容
㈱新長岡マツダ販売	298	商取引		263	商取引		311	商取引
㈱NSモーターズ	35	商取引		56	商取引		61	商取引
㈱NS・コンピュータサービス	0	商取引		0	商取引		13	商取引
計	335			320			386	
5 中間会計期間末日(期末日)満期手形	中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間会計期間末日満期手形が、中間会計期間末残高に含まれております。 受取手形 20百万円 支払手形 106百万円 設備関係支払手形 60百万円			中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間会計期間末日満期手形が、中間会計期間末残高に含まれております。 受取手形 20百万円 支払手形 136百万円 設備関係支払手形 9百万円		期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が残高に含まれております。 受取手形 22百万円 支払手形 135百万円 設備関係支払手形 13百万円		
6 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、その差額を流動資産の「その他」に含めて表示しております。			同左		—		

(中間損益計算書関係)

摘要	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業外収益のうち 重要なもの	受取利息 137百万円 受取配当金 1,062百万円	受取利息 126百万円 受取配当金 1,184百万円	受取利息 305百万円 受取配当金 1,372百万円
※2 営業外費用のうち 重要なもの	支払利息 31百万円	支払利息 22百万円 為替差損 157百万円	支払利息 65百万円
※3 特別損失のうち重 要なもの	—————	減損損失 268百万円 当社は事業の種類別セグ メントを基準に、資産を グルーピングしております。 また未利用の資産につ いては区別してグルー ピングしております。当 中間会計期間において以 下の資産について減損損 失を計上しました。 場所 用途 種類 新潟県 未利用 土地 村上市 未利用不動産について は、将来の使用が見込ま れていないため、帳簿価 額を回収可能価額まで減 額し当該減少額について 減損損失(268百万円)と して特別損失に計上しま した。 なお、当資産の回収可能 価額は、路線価を基に実 勢価額を加味して算定し た正味売却価額から処分 費用等を控除した額をも って算定いたしました。	—————
4 減価償却実施額	有形固定資産 1,255百万円 無形固定資産 119百万円 計 1,374百万円	有形固定資産 1,417百万円 無形固定資産 134百万円 計 1,551百万円	有形固定資産 2,803百万円 無形固定資産 241百万円 計 3,044百万円

[次へ](#)

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	4,192	28,087	15,683	16,596

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 28,087株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による減少 15,299株

単元未満株式の買増請求による減少 384株

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	38,740	698,964	58,820	678,884

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

取締役会決議による自己株式取得による増加 666,000株

単元未満株式の買取りによる増加 32,964株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による減少 57,223株

単元未満株式の買増請求による減少 1,597株

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,192	67,091	33,353	38,740

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 67,901株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による減少 32,777株

単元未満株式の買増請求による減少 576株

[前へ](#)

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																								
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">工具・器具 及び備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">44百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">25百万円</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>未経過リース料中間期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>		工具・器具 及び備品	取得価額相当額	44百万円	減価償却累計額相当額	25百万円	中間期末残高相当額	19百万円	未経過リース料中間期末残高相当額		1年内	7百万円	1年超	12百万円	合計	19百万円	支払リース料	3百万円	減価償却費相当額	3百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;"></th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">機械装置</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">工具・器具 及び備品</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">408百万円</td> <td style="text-align: right;">44百万円</td> <td style="text-align: right;">453百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">123百万円</td> <td style="text-align: right;">32百万円</td> <td style="text-align: right;">156百万円</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">285百万円</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12百万円</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">297百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">141百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">155百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">297百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">70百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">70百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		機械装置	工具・器具 及び備品	合計	取得価額相当額	408百万円	44百万円	453百万円	減価償却累計額相当額	123百万円	32百万円	156百万円	中間期末残高相当額	285百万円	12百万円	297百万円	1年内	141百万円	1年超	155百万円	合計	297百万円	支払リース料	70百万円	減価償却費相当額	70百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;"></th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">機械装置</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">工具・器具 及び備品</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">408百万円</td> <td style="text-align: right;">44百万円</td> <td style="text-align: right;">453百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">56百万円</td> <td style="text-align: right;">29百万円</td> <td style="text-align: right;">85百万円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">352百万円</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15百万円</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">368百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">141百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">226百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">368百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">63百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">63百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		機械装置	工具・器具 及び備品	合計	取得価額相当額	408百万円	44百万円	453百万円	減価償却累計額相当額	56百万円	29百万円	85百万円	期末残高相当額	352百万円	15百万円	368百万円	1年内	141百万円	1年超	226百万円	合計	368百万円	支払リース料	63百万円	減価償却費相当額	63百万円
	工具・器具 及び備品																																																																									
取得価額相当額	44百万円																																																																									
減価償却累計額相当額	25百万円																																																																									
中間期末残高相当額	19百万円																																																																									
未経過リース料中間期末残高相当額																																																																										
1年内	7百万円																																																																									
1年超	12百万円																																																																									
合計	19百万円																																																																									
支払リース料	3百万円																																																																									
減価償却費相当額	3百万円																																																																									
	機械装置	工具・器具 及び備品	合計																																																																							
取得価額相当額	408百万円	44百万円	453百万円																																																																							
減価償却累計額相当額	123百万円	32百万円	156百万円																																																																							
中間期末残高相当額	285百万円	12百万円	297百万円																																																																							
1年内	141百万円																																																																									
1年超	155百万円																																																																									
合計	297百万円																																																																									
支払リース料	70百万円																																																																									
減価償却費相当額	70百万円																																																																									
	機械装置	工具・器具 及び備品	合計																																																																							
取得価額相当額	408百万円	44百万円	453百万円																																																																							
減価償却累計額相当額	56百万円	29百万円	85百万円																																																																							
期末残高相当額	352百万円	15百万円	368百万円																																																																							
1年内	141百万円																																																																									
1年超	226百万円																																																																									
合計	368百万円																																																																									
支払リース料	63百万円																																																																									
減価償却費相当額	63百万円																																																																									

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

当中間会計期間末(平成19年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

前事業年度末(平成19年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

[前へ](#)

(2) 【その他】

- ① 平成19年11月13日開催の取締役会において、第63期中間配当金について下記のとおり決議しました。
- | | |
|---------------|--------------|
| 1) 中間配当金総額 | 600,971,360円 |
| 2) 1株当たり中間配当金 | 10円 |
- ② その他特記すべき事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第62期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 平成19年6月28日に関東財務局長に提出

(2) 自己株券買付状況報告書

平成19年7月17日、平成19年8月9日、平成19年9月7日、平成19年10月10日に関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

日本精機株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	前 原 浩 郎	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五 十 嵐 朗	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	野 本 直 樹	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本精機株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本精機株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準が適用されることとなるため、この会計基準を適用し中間連結財務諸表を作成している。
- 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の会計方針の変更に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間より役員賞与に関する会計基準が適用されることとなるため、この会計基準を適用し中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

日本精機株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	前 原 浩 郎	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五 十 嵐 朗	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	野 本 直 樹	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本精機株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本精機株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

日本精機株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	前	原	浩	郎	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五	十	嵐	朗	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	野	本	直	樹	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本精機株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本精機株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、会社は当中間会計期間より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準が適用されることとなるため、この会計基準を適用し中間財務諸表を作成している。
- 「中間財務諸表作成の基本となる重要な事項」の会計方針の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間より役員賞与に関する会計基準が適用されることとなるため、この会計基準を適用し中間財務諸表を作成している。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

日本精機株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	前 原 浩 郎	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五 十 嵐 朗	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	野 本 直 樹	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本精機株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第63期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本精機株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。